### ① 商標の区分

指定商品・役務の区分は定期的に見直されています。今まで I 区分で済んでいたものが、2区分になると料金が上がることになります。なお、変更前の出願は、そのときの区分で登録されます。

#### 類似商品・役務審査基準の変更点(一部)

変更前(2021年12月31日まで)		変更後(2022年1月1日以降)	
区分	商品·役務名	区分	商品·役務名
5	衛生マスク	10	衛生マスク
1.1	家庭用超音波美顔器	11	家庭用蒸気式電気美顔器
		10	家庭用超音波美顔器
14	記念カップ	14	貴金属製記念カップ
		6	金属製記念カップ
21	浴室用腰掛け	20	浴室用腰掛け
28	折り紙	16	折り紙
28	昆虫採集箱	21	昆虫採集箱
18	かばん金具	26	かばん金具
28	スターターピストル	13	スターターピストル
40	廃棄物の収集、分別及び処分	39	廃棄物の収集
		40	廃棄物の分別及び処分

## ② 指定商品・役務の記載

指定商品・役務は、広めに記載すると、複数の区分に跨ってしまったり、曖昧となって拒絶理由に該当したりします。 そのため、類似商標・役務審査基準に掲載されている通りにするのが無難ですが、その他にもメリットがあります。

#### (1)ファストトラック審査

商標の審査は、現在、約1年かかっていますが、類似商標・役務審査基準に掲載されている商品・役務のみを指定している場合は、約6ヶ月にするという運用です。漢字を間違えたり、カッコ書きを省略したりすると駄目です。

#### (2) 早期審査を申請するときの使用証拠

早期審査の対象となる条件として、全ての指定商品・役務について商標を使用している証拠を提出するというのがありますが、類似商標・役務審査基準に掲載されている商品・役務のみを指定している場合は、いずれかしつの指定商品・役務について証拠を提出すれば足ります。

※ ただ、商標との関係で品質誤認を回避するために、審査基準のとおりでは駄目な場合もあります。

# こちら特許部

ご質問やご相談を承ります。 どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

NIPPO 日峯国際特許事務所

**8** 029-228-5622

info@nippo-patent.jp